



広
報

地域安全ニュース くるしま

NO.553
発行所
今治地区防犯協会
今治警察署
電話 34-0110
FAX 31-7001

万引きは犯罪です！

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまり**ドロボウ（窃盗）**です。

^{せつとう}**窃盗** = 10年以下の^{ちようえき}**懲役**又は**50万円以下の罰金**

（刑法第235条）

★ 許しません！「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもののけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰からも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見えてない」「友だちもしているから」は、何の言い訳にもなりません。



★ 「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りをしていただけ、盗んだものだを知っていて、もらったり売ってもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取ればいいは、大間違いです！犯した罪をなかったことにすることはできません。

万引きをして得する人は・・・

お店の人の怒り、お店への損害、見つかったのはじめて罪の重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ迎えに来た保護者の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれもいません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人を悲しませることになります。

判断力

自制心



青色防犯パトロール隊連絡協議会に 燃料用プリペイドカードの贈呈が行われました！



令和4年6月30日、石油製品の精製・製造等を展開している太陽石油株式会社四国事業所様より愛媛県青色防犯パトロール隊連絡協議会に巡回パトロールの燃料用プリペイドカードをご寄付をいただきました。

★青色防犯パトロール

警察から自主防犯パトロールを適切に行うことができるとの証明を受けた団体は、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール（青色防犯パトロール）を行うことができます。青色防犯パトロールは、見た人に安心感を与え、防犯意識の向上につながるとともに犯罪企図者に対する防止効果も高いと考えられています。

今治警察署管内では、（令和4年6月20日現在）7団体160台418人が見守り活動中です。



「犯罪の起きにくい街づくり基金」

今治地区防犯協会及び今治警察署では、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、基金を設立し、防犯カメラの設置を推進しています。ご協力をお願いします。

- 当基金は、反社会勢力からの受け入れはいたしません。（根拠規程：愛媛県暴力団排除条例）
- 支援して頂いた方のお名前をホームページに掲載させていただき、お礼にさせていただきます。

※ 支援の入金にあたっては氏名の後に、電話番号の記載をお願いします。
（例）「今治太郎340110」（フリガナ：イマバリタロウ340110）

伊予銀行 今治支店
（普通）4067183

愛媛銀行 今治支店
（普通）8904635



※ 伊予銀行・愛媛銀行は、窓口にて「基金に振込したい」旨を伝え、専用振込用紙にて振込んで頂くと手数料は無料となります。

★募金箱も設置しています！



- イオンモール今治新都市→不定期にて設置
- フジグラン今治、フジ今治店、フジ波止浜店に常設されています。

